

新型コロナウイルス感染症の予防と 保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症について、感染予防と保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の予防について園内での感染防止のためご協力をお願いします。

☆発熱や咳等の症状が見られるときは可能な限り登園を控えるなどご理解とご協力をお願いします。

☆ご家族に類似する症状が見られるときも、登園を控えるなどの対応をお願いします。

日常生活で気を付けること（令和2年2月17日改訂版 厚生労働省「新型コロナウイルスを防ぐには」要旨抜粋）

◆手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手洗いしましょう。

◆発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

◆発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

◆咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

◇風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

◇強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

厚生労働省の電話相談窓口 0120-565653

市立函館保健所 0138-32-1547 平日 8:45～19:00

渡島保健所 0138-47-9524 平日 8:45～17:30

北海道保健福祉部 健康安全局 地域保健課

011-204-5020 平日 17:30～21:00

土日祝 9:00～21:00

保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

令和2年2月18日付けで厚生労働省より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」が次のように示されました。保育所等において、**新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、登園等停止、臨時休園等の対応を行うことが想定されます**ので、ご理解とご協力をお願いします。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】（令和2年2月18日付け、厚生労働省通知から要旨抜粋）

◎市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等（保健所を設置する特別区を含む。）が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

◎都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。

また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認める場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるように要請する。

◎都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。